

VR等を活用した研修システム作成業務一式
(令和8年度)

評価基準書 (加算方式)

令和8年4月

こども家庭庁

支援局虐待防止対策課

本書は、「VR等を活用した研修システム作成業務一式業務一式（令和8年度）」の調達に関する評価手順を取りまとめた評価基準書である。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

1. 落札者決定方法及び得点配分

(1) 落札者決定方法

次の要件をともに満たしている者のうち、「(2) 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。なお、総合評価点数の最も高い者が二者以上となった場合には、くじ引きによって落札者を決定する。

ア 「応札資料作成要領」に沿った提案書が提出されていること。

イ 入札価格が予定価格の範囲内であること。

ウ 別添「評価基準表」に記載される評価のうち必須とされた項目を、全て満たしていること。

(2) 総合評価点の計算

総合評価点 = 価格点 (100 点) + 技術点 (300 点)

価格点 = 価格点の配分 (100 点) × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

技術点 = 基礎点 (50 点) + 加点 (250 点)

(3) 得点配分

価格点と技術点の得点配分は1 : 3とし、価格点の得点を100点満点、技術点の得点を300点満点とする。

技術点に関し、新規性、固有性、独創性等を評価する項目の配分を150点、価格と同等に評価できる項目の配分を150点とする。

2. 評価の手続き

(1) 評価

提出された提案書について、「3. 評価項目の加点方法」に記す評価基準に基づき採点を行う。

複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果(点数)を合計し、それを平均して技術点を算出する。この際、別添「評価基準表」に記載される評価項目のうち必須とされた各項目について、基礎点を0点とする評価者がおり、技術審査委員会においても0点とすることが妥当であると判断された場合は、その応札者を不合格とする。

(2) 総合評価点の算出

以下(小数点以下第2位を四捨五入)を合計し、総合評価点を算出する。

ア 「応札資料作成要領」に沿った提案書が提出されていること。

イ 上記「(1) 評価」により与えられた技術点

ウ 入札価格から、「1. (2) 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点

3. 評価項目の加点方法

(1) 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて評価項目ごとの得点が決まる（評価項目ごとの基礎点、加点の得点配分は別添「評価基準表」の「得点配分」欄を参照）。

(2) 基礎点評価

基礎点は、評価項目の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。

(3) 加点評価

加点は、提案書が各評価項目の要件を満たし、かつ、具体的な提案内容となっているか、特に有益と考えられる、実現が期待できる等の観点に沿って、以下の基準により項目ごとに配分された加点の範囲内で評価を行う。

ただし、「賃上げ表明による加点」、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、別添「評価基準表」の「評価基準」欄に基づき評価を行う。

[基準]

- A：非常に有用な提案がなされている
(豊富にある、大きく貢献する、十分備わっている等)
- B：有用な提案がなされている
(ある、貢献する、備わっている等)
- C：提案がなされている
(標準的と考えられる提案内容)
- D：劣る提案がなされている
(足りない、貢献がやや乏しい、やや備わっていない等)
- E：特に劣る提案がなされている、提案がなされていない
(ほとんどない、ほとんど貢献しない、ほとんど備わっていない等)

(※) 配点については、別添の「評価基準表」に記載のとおり。